カバードワラント取引に関する口座管理規程

（目的）

第1条　この規程は、お客様から当社がワラントをお預りし、取引口座を当社に開設するにあたり、当社とお客様との間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。

２ 当社は、前項にかかわらず、相当の理由があるときはワラントにかかる口座の開設及び振替による受入れをお断りすることがあります。

（混蔵保管に関する同意事項）

第2条　混蔵保管するワラントについては、次の事項につきご同意いただいたものとして取り扱います。① 保護預り証券の数又は額に応じて、同銘柄のワラントに対して、共有権又は準共有権を取得すること、② 新たにワラントをお預りするとき又はワラントを返還するときは、当該証券のお預り又はご返還については、同銘柄の証券をお預りしている他のお客様と協議を要しないこと

（契約期間等）

第3条　当社とお客様との間の証券口座取引契約（以下「本契約」といいます。）の当初契約期間は、契約日から最初に到来する３ 月末日までとします。

２ この契約は、お客様又は当社から申し出のない限り、期間満了日の翌日から 1 年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。

（外国税務コンプライアンス法への対応）

第4条　この契約は、お客様が外国税務コンプライアンス法上の米国居住者に該当する場合は締結できません。

２．お客様が口座開設後に前項に該当することとなった場合には、当社に対し米国在住時の住所、納税者番号を通知し、それらの情報を米国歳入庁へ報告することに同意いただけたものとします。

３．お客様が米国へ転居なさった時点で、本口座は取引が停止となり、保有する建て玉は当社がそれを知った時点で売却され、口座残高は凍結されることに同意頂いたものとします。

（手数料）

第5条　当社は、あらかじめ書面により通知し、手数料を申し受けることがあります。

（届出事項の変更）

第6条　印章(法人の場合)を失ったとき、又は印章（法人の場合)、氏名若しくは名称、代表者、代理人、住所、個人（法人）番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法によりお手続きください。この場合、「印鑑証明書」（法人の場合)、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出又は「個人番号カード」等をご提示願うこと等があります。

２ 前項により届出があった場合、当社は所定の手続きを完了した後でなければワラントの受入れ、返還、契約の解約のご請求には応じません。

３ 第１項による変更後は、変更後の印影（法人の場合)、住所、共通番号、氏名等をもって届出の印鑑、住所、 個人（法人）番号、氏名等とします。

（取引の停止等）

第 7 条　前条の届出事項の変更により、当社における基準（開示しておりません）に抵触することとなった場合、当社の判断により、本口座取引の停止等をさせていただく場合がございます。

（解約等）

第 8 条　本契約は、お客様のお申し出によりいつでも解約することができます。解約するときは、 当社所定の方法でその旨をお申し出のうえ、ワラントを売却の上差金決済等必要な手続きを行ってください。

２ 次の各号のいずれかに該当する場合には、当社はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当社から解約の通知があったときは、直ちに当社所定の手続きをおとりください。

合理的な期間内にお客様からのご指示がない場合、当社の定める方法に従ってお客様からのご指示によらず当社において換金、決済等を行うことがあります。

① お客様について相続の開始があったとき

② お客様がこの規定に違反したとき

③ お客様が第 9 条に定めるこの規定の変更に同意しないとき

④ 口座残高がないまま相当の期間を経過したとき

⑤ やむを得ない事由により、当社が解約を申し出たとき

３ 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、お客様との取引を継続することが不適切である場合には、当社はお客様に通知することにより契約を解約できるものとします。契約の解約に当たっては、お客様のワラントについては、当社の定める方法に従い、お客様のご指示によって換金、反対売買等を行った上で金銭による返還を行うこととします。ただし、合理的期間内にお客様からのご指示がない場合、当社の定める方法に従ってお客様からのご指示によらず当社において換金、反対売買等を行います。

① お客様が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

② お客様が、次のいずれかに該当したことが判明した場合 A．暴力団 B．暴力団員 C．暴力団準構成員 D．暴力団関係企業 E．総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 F．その他前各号に準ずる者

③ お客様が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合 A．暴力的な要求行為 B．法的な責任を超えた不当な要求行為 C．取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 D．風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為 E．その他前各号に準ずる行為

（規程の変更）

第 9 条 この規程は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに変更されることがあります。

2 前項のほか、次の各号に掲げる場合、当社はその裁量により、この規程を変更することができるものとします。

① この規程の変更が、お客様の一般の利益に適合するとき

② この規程の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき

3 当社は前項による規程の変更にあたり、変更後の規程の効力発生日の相当期間前までに、規程を変更する旨及び変更後の規程の内容とその効力発生日を当社ウェブサイト（ｗｗｗ．ｅｗａｒｒａｎｔ．ｃｏ．ｊｐ／ｉｎｆｏ／）に掲示します。

4 変更後の規程の効力発生日以降にお客様が当社との取引を行ったときは、規程の変更に同意したものとみなします。

5 この規程の変更の内容が、お客様の従来の権利を制限するもしくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その変更の内容、その効力発生日及び異議の申立期限をご通知します。この場合、所定の期日までに異議のお申立てがないときは、規程の変更にご同意いただいたものとして取り扱います。

附則

本規程は 2019 年 6 月 21 日より適用されます。

本規程は 2021 年 2 月 5 日に改訂されました。